

豊浦町 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

1 計画策定の趣旨

日本の人口は、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる 2025 年(令和7年)が近づくなかで、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる 2040 年(令和22年)に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律52号)においては、2040 年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

本町においても、地域共生社会の実現に向け、介護保険制度における地域包括ケアシステムの基盤を活かした取組を進めてきました。本計画においても、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を一層発揮し、地域の自主性や主体性に基づく、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

2 計画期間

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の期間を令和6年度から令和8年度までの3年間と定め、高齢者福祉事業のなお一層の充実に取り組んでいきます。



令和 7 年 (2025 年)
団塊の世代が
75 歳に

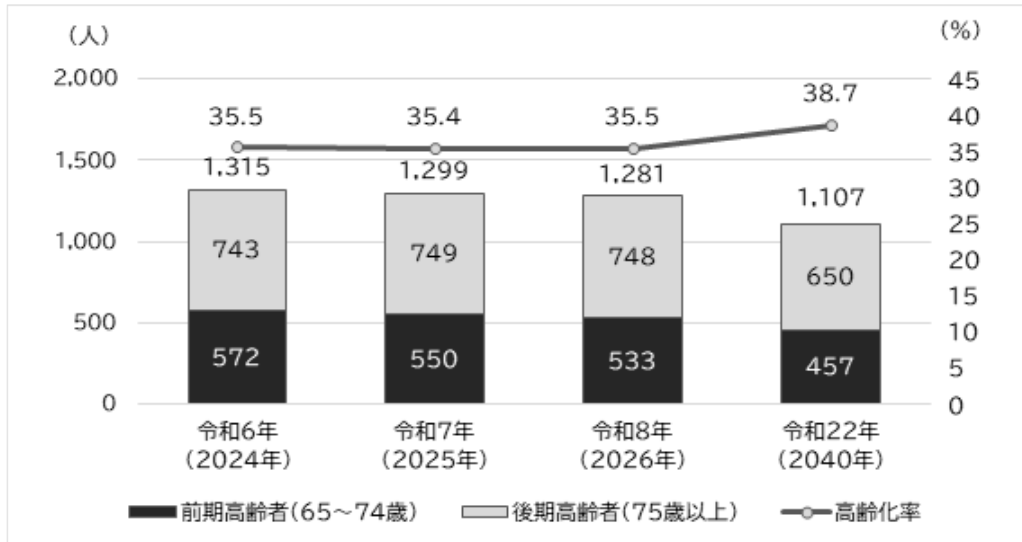
令和 22 年 (2040 年)
団塊の世代の子どもが
65 歳に

3 高齢者数の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、計画期間における豊浦町の高齢者数は減少する見込みとなっており、令和8年(2026年)では1,281人、高齢化率35.5%となる見通しです。年代別にみると、令和6年から令和8年の3年間においては、前期高齢者は減少するものの、後期高齢者はほぼ横ばいで推移する見込みです。

令和22年(2040年)については、高齢者数は、さらに減少し1,107人となるものの、高齢化率は38.7%まで上昇する見込みとなっています。

図表 高齢者数の見込み

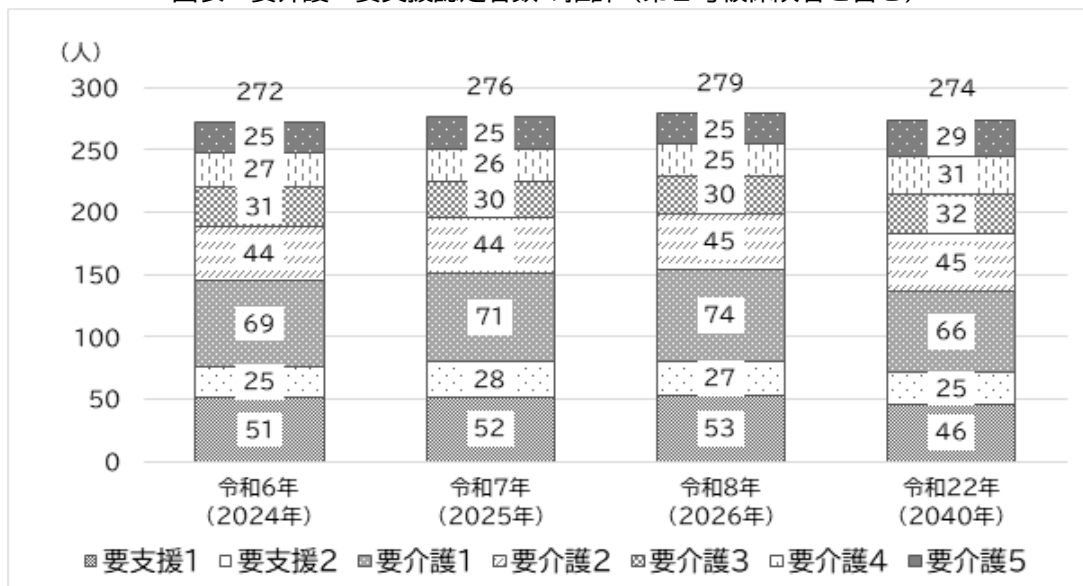


4 要介護・要支援認定者数の将来推計

豊浦町における認定者総数は、概ね300人弱で推移する見込みです。計画期間の最終年である令和8年(2026年)には279人程度になると見込まれています。

その後、令和22年(2040年)には274人程度になることが予測されます。

図表 要介護・要支援認定者数の推計 (第2号被保険者を含む)



5 施策の体系

基本理念

誰もが住みやすいまちの実現

豊浦町の高齢者保健福祉施策は、第6次豊浦町総合計画(平成 30 年度(2018 年度)～令和9年(2027 年度))を踏まえ「誰もが住みやすいまちの実現」を基本理念として、高齢者の方々が持つ知恵や経験を発揮でき、身近な仕事に従事するほか、サークル活動や文化・スポーツとふれあい、若者や子どもたちと交流できる仕組みを推進していきます。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護・医療・生活支援が連携したサービスの仕組みづくりをすすめるとともに、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供される地域包括ケアシステムを構築・推進していきます。

基本目標

誰もが安心して暮らし続けるための 医療・保健・福祉サービスの充実

施策の基本方針

基本方針 1

予防を重視した健康づくりの推進

- 1 健康づくりの推進
- 2 高齢者の社会参加の促進
(介護予防・生きがい活動の支援)

基本方針 2

高齢化社会に対応した介護・福祉サービス

- 1 介護サービスの充実
- 2 公正・公平な運営の確保
- 3 関係団体・機関等との連携
- 4 低所得者の利用者負担の低減

基本方針 3

地域包括ケアシステムの構築・推進

- 1 生活支援・見守り支援
- 2 在宅医療と介護連携の推進
- 3 認知症施策
- 4 高齢者の多様な住まい方への支援
- 5 地域包括支援センターの機能強化
- 6 高齢者の権利擁護
- 7 地域支援事業の任意事業・その他の事業

6 総給付費の実績と推計

認定者数の推計結果や現在の介護サービスの利用状況をベースに総給付費を推計すると、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の計画期間中の給付費は約13億円程度となる見込みです。

図表 サービス別給付費の推計

(単位:千円)

	実績		見込み	推計		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
在宅サービス	87,944	77,449	115,971	127,962	128,889	133,777
居住系サービス	36,364	41,617	49,217	44,422	44,422	40,957
施設サービス	333,596	292,722	271,986	273,550	267,492	259,826
総給付費	457,905	411,787	437,174	445,934	440,803	434,560

7 第1号被保険者の所得段階別介護保険料

図表 第1号被保険者の所得段階別保険料

段階	世帯の状況	本人の所得状況等		保険料年額
第1段階	世帯員全員が町民 税非課税の場合	生活保護受給者の方		22,500円
		老齢福祉年金受給者の方		
		合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が町民 税非課税の場合	合計所得と課税年金収入の合計が80万円を超え 120万円以下の方		38,400円
第3段階		合計所得と課税年金収入の合計が120万円を超える 方		54,200円
第4段階	世帯員に町民税課 税の方がいる場合	本人が町民税 非課税の方	合計所得と課税年金収入の合計 が80万円以下の方	71,200円
第5段階			合計所得と課税年金収入の合計 が80万円を超える方	79,200円
第6段階		本人が町民税 課税の方	合計所得が120万円未満の方	95,000円
第7段階			合計所得が120万円以上210万円 未満の方	102,900円
第8段階			合計所得が210万円以上320万円 未満の方	118,800円
第9段階			合計所得が320万円以上420万円 未満の方	134,600円
第10段階			合計所得が420万円以上520万円 未満の方	150,400円
第11段階			合計所得が520万円以上620万円 未満の方	166,300円
第12段階			合計所得が620万円以上720万円 未満の方	182,100円
第13段階			合計所得が720万円以上の方	190,000円